

6 林業機械貸付事業について

令和8年度の林業機械貸付事業については、「公益社団法人新潟県農林公社高性能林業機械管理及び貸付要領」及び「令和8年度林業機械借受から返還までの流れ」に基づいて実施します。

令和8年度の変更等は、下記のとおりですので、「要領」及び「返還までの流れ」を確認の上、必要な手続きをお願いします。

記

1 林業機械の導入等について

(1) 新規ハーベスタ（0.5m³級イワフジ製 GPi-40TC）の導入

- ・令和7年10月から貸付開始済み
- ・優先地域 フリー

(2) 次世代型高性能林業機械（ICTハーベスタ）の導入

- ・センターでは森林施業の効率化・省力化や生産性の向上を図るため、現場作業におけるICT化・DX化を普及していきます。
- ・県「次世代林業機械導入支援事業」によりICTハーベスタを導入し、今年度秋以降に貸し出しを開始する予定です。貸付希望の照会は貸し出しを開始する2か月前を予定しています。
- ・なお、貸付にかかわる要領など詳細については、県の事業実施要領の制定後に検討しお知らせします。
- ・導入にあたっては県とともに研修会を開催し、広く利用していただけるよう取り組みます。

2 「高性能林業機械管理及び貸付要領」の改訂について

機械を借りていただいている事業者を対象に、先般、経費負担についてアンケート調査を行ったところです。

この結果に基づいて、以下のとおり高性能林業機械管理及び貸付要領の改正を行います。

→「別紙1のアンケート調査結果について」を参照

- ① 「経年劣化した油圧ホース類」の取り替え修繕経費を仮受者負担から支援センター負担に変更
- ② 「ゴムローラーの破損等、修理に要する高額な経費」について、高額を概ね20万円と明確化

→「別紙2の経費負担の変更について」を参照

- ③ このため、林業機械月額貸付料を平均20千円増額します。

→「別紙3の増額根拠、及び、林業機械一覧表（月額貸付料）」を参照

3 ご留意いただきたい事項

(1) 借受内容変更申請について

借受内容変更申請は、変更を希望する10日前までに、支援センターと協議の上、申請書を提出することになっています。提出等の日程について注意願います。

(2) 林業機械返還報告書の提出について

借受期間が終了した場合は、林業機械返還報告書を提出していますが、一旦林業機械の借受期間が終了し、翌月からあらためて借受期間が始まる場合も、新たな契約となるため、林業機械返還報告書の提出をお願いします。

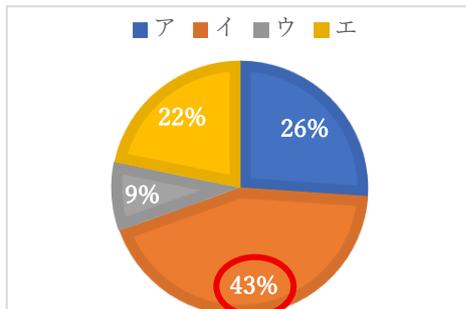
(3) 各種提出物の提出期限について

提出期限を過ぎて提出されますと高性能林業機械の貸付希望者が重複した場合、不利となりますので、ご注意願います。

(4) 「林業機械借受から返還までの流れ」に変更がありますのでご注意願います。

アンケート結果について

回答いただいた結果について



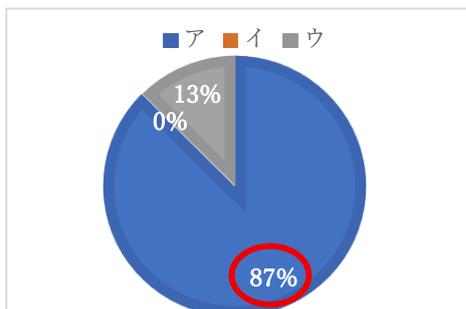
問 1 (1) オイル、油圧ホース等の通常の使用に伴う消耗品の経費負担について

ア、要領どおり借受者の負担とする。

イ、目視できない箇所（カバー内の油圧ホース等）は公社が負担する。(2) へ

ウ、利用していないのでわからない。

エ、その他、借受者と公社の経費負担の考え方

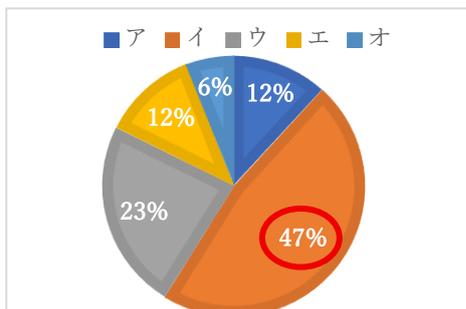


(2) 公社が費用負担する場合、要する費用は機械貸付料に転嫁せざるを得ません。

ア、目視できない箇所（カバー内の油圧ホース等）は年間費用を積算して、貸付料に転嫁することはやむを得ない (3) へ

イ、機械貸付料が上がるので事業は利用しない。

ウ、その他、消耗品の機械貸付料金への転嫁への考え方



(3) 公社が貸付料に消耗品の経費負担を転嫁した場合、貸付料の増額はどの程度許容されますか。なお、現在の機械貸付料は概ね1台16万円～25万円/月程度となっています。

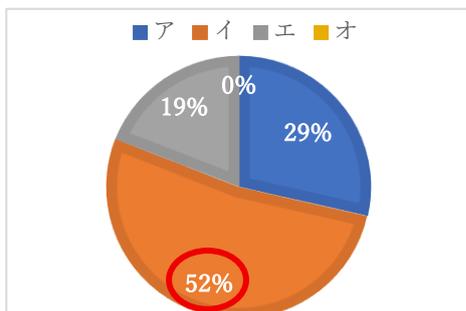
ア、10,000円以内

イ、10,000～20,000円以内

ウ、20,000円～30,000円以内

エ、30,000円～50,000円以内

オ、その他許容できる金額



問 2 ゴムクローラの破損等、修理に要する経費が高額となるものについては、内容により公社が負担できるものとして、その負担割合を決めることができるものとされています。

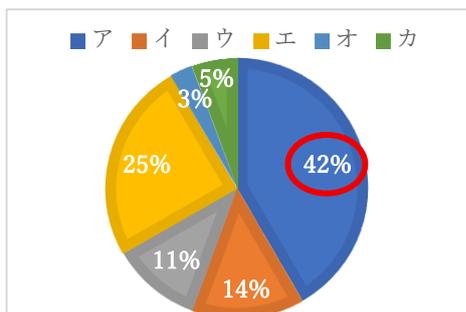
この場合、高額とはどの程度を想定していますか。

ア、5万円～10万円

イ、10万円～20万円

エ、20万円以上

オ、その他



問 3 当支援センターで将来、省力化・労働災害撲滅のために ICT (情報通信技術)、または DX 化 (デジタル技術を駆使して新たな価値創造の取組) 対応した高性能林業機械を導入した場合、貴組合の考えについて近いものに○をつけてください。(複数選択可)

ア、効果の程度を把握したいため、まずは、機械研修などに参加したい。

イ、現場で試行するため短期間の貸付を希望したい。

ウ、積極的に貸付希望を出し、ICT または DX 化による省力的で効率の良い作業システムを構築したい。

エ、貸付料金が安価であれば利用する。

オ、ICT または DX 化に対応した高性能林業機械は使わない。

カ、その他、林業機械の ICT、DX 化について

経費負担の変更について

「高性能林業機械管理及び貸付要領」の改訂（抜粋）

借受人経費負担について

○機械の借受期間中の運行管理に要する一切の経費 ただし、運行管理経費（下表）に定める経費についてはこの限りでない。	高性能林業機械管理及び貸付要領第 11 条第 1 項
○運行に要する経費 燃料、オイル、 油圧ホース 等の通常の使用に伴う消耗部品 故障の修理、機械の運搬及び返却時の検収に要する経費	要領第 11 条第 2 項
○機械使用に係る対人・対物損害保険料等の費用	要領第 11 条第 5 項

センターの経費負担

○運行管理経費 ・ 特定自主検査（年 1 回実施） ・ 定期自主検査 （貸付前点検または月次点検として 3 ヶ月に 1 回を目安に実施） ・ 機械所有に係る公租公課 ・ 経年劣化した油圧ホース類	要領第 11 条第 1 項
○ゴムクローラの破損等、修理に要する高額な経費 概ね 20 万円とする。	要領第 11 条第 4 項

別紙3

林業機械増額の根拠について

- 1 令和1～5年度に当センターが、経年劣化による油圧ホースの修理費を負担していましたが、負担額は、年平均で総額500万円程度でした。
- 2 年平均負担額を各林業機械の貸付金から捻出こととし、月平均の貸し付け額の増額は以下のとおり算出しました。

油圧ホースの修理費 5,000,000 円/年 ÷ 21 台(タワーヤーダを除く公社の林業機械)

÷ 12 (ヶ月) ≒ 20,000 円/月・台

林業機械貸付に係る故障・不具合について

I 今年度実際に確認されている故障不具合

よし！って言ったの誰ですか？



- 1 チェーンソーによる伐倒作業で伐倒方向と違う方向に伐倒木が倒れ、伐倒木がハーベスタを直撃し、ハーベスタのキャビンのガラス・ヘッドガードを損傷。
- 2 定期点検時にサイドミラーがなくなっているのが見つかる。
- 3 次の借受事業体の引渡し点検時に凹み等が見つかる。
- 4 「日常点検(*参考)がされていないようだ」と修理業者から報告がはいる。
(日常点検がされていれば故障の前に発見できた etc.)
(例：各部ピンの抜け)

*参考

労働安全衛生規則 第百五十一条の百十 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 作業装置及び油圧装置の機能
- 三 ワイヤロープ及び履帯又は車輪の異常の有無
- 四 前照灯の機能

II 機械担当からお願いしたいこと

- ・何か不具合故障があった場合はすぐに連絡をお願いいたします。
- ・修理業者による定期点検や貸付前点検を行わずに次の事業体に機械を移動する場合がありますので、機械の貸付を終了するときは次の事業体が気持ちよく使えるように、清掃、グリスアップや給油をお願いいたします。

- 2026. 03. 10 現在の高性能林業機械の不具合・故障の件数は 107 件となっております。
- 古い機械が多いので経年劣化によるものもありますが、不注意によるものもあります。長く使えるように、ご協力をお願いいたします。